

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
1	徳島市	36201	徳島市への定住を促進するためには、実際に本市を訪れて徳島市の魅力や暮らしを体感したうえで移住を決めてもらうことが重要であることから、ふるさとワーキングホリデーや移住体験ツアーを実施して、関係人口の創出・拡大・深化に取り組む。	次の要件をいずれも満たすもの。 1. 徳島市ふるさとワーキングホリデー事業または徳島市移住体験ツアー参加済であること。 2. 徳島市内に事業所を有する法人に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
2	小松島市	36203	小松島市への移住促進を促進するには、移住希望者の幅広いニーズに応え一人でも多くの移住者を獲得できるよう情報発信等を行う必要があることが重要である。このことから、小松島市移住交流支援センターを通じた移住相談、各種フェア等への参加、ホームページ等による情報発信を通じ、関係人口の創出・拡大に取り組む。	<関係人口に関する要件> 申請者又は申請者の同一世帯の者が、次に掲げる（ア）の要件を満たし、かつ、（イ）、（ウ）の事項のいずれかに該当すること。 （ア） 当該補助金申請前に、小松島市が設置する移住に関する相談窓口にご相談を行った記録があること。 （イ） 就業先（官公庁は除く）の事業所が徳島県内に所在し、転勤、出向、出張、研修等による就業先の変更ではなく、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3カ月以上在職している者で、当該就業先に移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 （ウ） 新たに小松島市内において法人の設立又は事業所の市内への移転又は個人事業の開業の届出を行った者であり、開業の届出を行った事業が公序良俗に反しておらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業ではないこと。

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
3	阿南市	36204	<p>海洋環境の保全・美化活動及び環境啓発・教育活動、並びに、本市が推し進める「阿南SUPタウンプロジェクト」に関する各事業に対して継続的且つ多様に関わる県外在住者を「EARTH SHIP CREW ANAN」として登録し、阿南市、市内の移住支援団体、民間企業等と連携のもと、持続可能な社会づくりを実現するとともに、地域経済の活性化等につなげていくことを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に転入した日から遡って6ヶ月前までに「EARTH SHIP CREW ANAN」に登録をしている者 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除き、徳島県内に本社や営業所等の事業拠点を有する企業に就業すること ・個人事業主については、営業・営農等の実態を確認できる書類を提出すること
4	阿波市	36206	<p>「阿波市に移り住みたい」、「阿波市に住み続けたい」と感じてもらえるような阿波市の魅力を情報発信し、新しい人の流れの創出を目指すとともに、若者の将来的な定住や転出後の還流を目指し、取り組む。</p>	<p>転入後に徳島県内で就労し、かつ次のいずれかに該当すること。 過去5年以内に阿波市にふるさと納税を行ったことがある者。 過去に阿波市の住民基本台帳に登録があった者。</p>

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
5	美馬市	36207	市出身者や美馬市にゆかりのある人々と「つながり」をつくる取組を続け、将来的な中・高齢層の「ふるさと回帰(U1)ターン」に結びつける。	<p>移住後に就労(※1)が伴う者で、以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市へのふるさと納税を20,000円/年×2年以上行った者 ・ふるさと美馬ファン倶楽部会員であり、同制度を2回以上利用した者 ・本市の固定資産税の納税義務者であり、いままで固定資産税の滞納が無い者 ・本市に3親等以内の親族が複数年在住している者 ・近畿美馬市ふるさと会の会員であり、会費の滞納がない者 ・本市のおためし住宅もしくはサテライトオフィス体験施設を利用したことがある者 ・元市民である者もしくは、市内の学校に通っていたことがある者 ・現在2地域居住として美馬市を利用している者 <p>※1・・・就業に関しては雇用形態は問わない。また起業した者、就農した者等個人事業主に関しては、個別に判断することとする。</p>
6	三好市	36208	三好市には、市内に非居住ながらも継続的な地域の自治の担い手として貢献する人材や、ふるさと納税等による経済的貢献など様々な関わり方を有する人材や団体等が存在し、関係人口は、人口減少を背景に担い手不足が進む中、地域の自治力の維持や地域おこし活動に有益な人材と捉えており、三好市との様々な関係性を介して、既存の貢献人材や団体の可視化、自主的に本市への多様な貢献が期待できる人材等の創出や、さらに段階的に貢献度を高める取り組みを推進する。併せて域内外の人材や団体との接触機会や接点を創出し、縁を紡ぐ触媒となり得る人材等の育成に取り組むと共に、こうした取り組みの認知、関心、共感を得る情報発信にも取り組むこととする。	<p>三好市お試し住宅を利用して市内で居住した経験のある者、又は三好市にふるさと納税を行ったことのある者で下記の要件を全て満たす者。</p> <p>(ア)三好市内の法人等に就職した者。</p> <p>(イ)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就職でないこと。</p> <p>(ウ)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。</p> <p>(エ)当該法人等に申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(オ)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
7	勝浦町	36301	町とのかかわりを持つ人口を増加させ、また、新たにかかわりを持った人たちが住民と交流できる場づくりを積極的に行います。	<p>就労要件のいずれかに該当し、かつ関係人口要件のいずれかに該当すること。</p> <p>○就労要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝浦町内で就職または勝浦町に居住し町外で勤務する者。 ・勝浦町内で起業した者。 <p>○関係人口要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝浦町ふるさと住民に登録されてから6か月以上経過している者。 ・田舎トライアルハウス坂本家を利用したことがある者。 ・勝浦町出身の者。 ・過去3年以内に勝浦町へふるさと納税を行った者。
8	上勝町	36302	上勝町への移住定住を促進するには、実際に足を運んでもらい、直接魅力を感じてもらう事が重要であることから、お試し暮らしを体験、インターンへの参加、移住体験を推進するため、受け入れ体制の充実を図り関係人口の創出・拡大に取り組む。	<p>シェアハウスの利用や移住体験住宅に入居をしたことがある者で、転入時50歳未満であって、上勝町内で就業する者、及び申請時から5年以上、上勝町内で継続して就業する意思を有していること。</p>

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
9	佐那河内村	36321	佐那河内村では、村に対して愛着を持ち、積極的に関わりたいと考える人に、村づくりへの参加の機会や必要なサービスを提供することによって、人と自治体との関係を「見える化」し、さまざまな生き方をしている人と自治体との柔らかな「複線的な関係」を築くことを目的に、「ふるさと住民票」制度を創設することで、関係人口の創出・拡大に取り組む。	佐那河内村ふるさと住民票を持っている者であって、徳島県内で働くことが決まっている者。
10	石井町	36341	石井町への移住を促進するためには、ふるさと納税制度を活用し、石井町の魅力を積極的にアピールし、町出身者をはじめとする町外在住の石井町を応援したいと思っている方たちとの連携を深めることで関係人口の創出・拡大に取り組む。	次に掲げる事項（ア）から（ウ）の全てに該当すること。 （ア）石井町内の学校（小中学校、高等学校、大学等）を卒業した者または転入前5年以内に石井町にふるさと納税を行った者 （イ）就業または創業したもの 【就業】 ・マッチングサイトに掲載している求人でもよい。 ・就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。 ・週20時間以上の無期限雇用契約に基づいて就業していること。（申請日から1年以内に当該職を辞した場合は全額返還） ・当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 【創業】 ・徳島県が県実施要領に従い実施する創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を受けてなくてもよい。 ・個人事業の開業届出、若しくは株式会社、合同会社、合名会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。（農林漁業等を含む）（申請日から1年以内に廃業した場合は全額返還） （ウ）市区町村税の滞納がない者

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
11	那賀町	36368	那賀町に関心のある都市住民等に対し、生活文化に触れ町での暮らしを体験できる「おためし住宅」を活用してもらうことで交流人口の拡大と移住者の増加を図る	転入時に那賀町内での就労（企業含む）が決まっており、過去に那賀町おためし住宅を利用したことがある者
12	美波町	36387	人口流出が続く中で、多様な施策の実現により、流出の抑制と流入の拡大をめざす。 地域活力の維持・拡大に向け、人口の定着や交流人口及び関係人口の拡大をめざす取り組みには、住民をはじめ各分野の団体・民間事業者、行政等の連携が重要であるため、地域の課題や目標等を地域の人々が共有し、協働による取り組みを進める。	移住後に就労（※1）が伴う者で、次の全てに該当する者。 ・令和3年度以降に美波町、一般社団法人四国の右下観光局または徳島県が主催する移住交流等のイベントに参加し、美波町に宿泊した者。 ・転入時の年齢が50歳未満の者。 ※1・・・就業に関しては雇用形態は問わない。また起業した者、就農した者等個人事業主に関しては、個別に判断することとする。

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
13	松茂町	36401	地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、松茂町への移住を促進するためには、町経済の活性化と雇用の場の拡充に努めていく必要がある。地域ぐるみの特色ある産業振興に努め、町内雇用力と町内定住力を高めた活力あるまちづくりに取り組み、水産業の振興を実施する方向性で、新たな担い手の創出と関係人口の拡大に取り組む。	<p>・関係人口に関する要件 漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く松茂町に関わりをもつ者として認められる者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>① 漁業及び水産加工業の振興に係る事業関係者として深く松茂町に関わりをもつ者であることの根拠となる書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>② 転入後、松茂町内において新たに専業として漁業及び水産加工業に就業し、申請時において連続して3か月以上その就業が継続している状況を確認することが可能な書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>③ 松茂町内の漁業協同組合の正組合員の資格を有し、就業して1年以内で年齢50歳未満の者であること。</p> <p>④ 移住支援金の申請日から5年以上、継続して松茂町内で就業する意思を有していること。</p>
14	北島町	36402	働き方や生活様式の考え方が急激に変化していく中、地方に関心を持つ人や企業に対して、本町への関りをもってもらえる事業を実施し、関係人口拡大へとつなげる。さらに、SNS等の情報発信により、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口への持続策として活用する。	<p>・転入後、北島町で就労すること</p> <p>・ふるさと納税を5,000円以上行ったもの</p>

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
15	板野町	36404	観光・交流の拡大による人の流れを促進し、U I J ターン策による新たな定住の流れを創りだす。	<ul style="list-style-type: none"> ・転入前に、板野町が設置する移住に関する相談窓口で相談を行った記録がある者 ・転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更を除き、新規で板野町内で就労している者 ・板野町へのふるさと納税を10,000円/年×2年以上行った者
16	上板町	36405	経済施策と連動を図りながら、移住者、転入者の受け入れ環境を整備し、人口の社会増を目指す。	<p>農林業、商工業、観光・交流の振興に係る事業関係者として深く上板町に関わりをもつ者として認められる者であり、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(ア) 農林業、商工業、観光・交流の振興に係る事業関係者として深く上板町に関わりをもつ者であることの根拠となる書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>(イ) 転入後、上板町内で就業し、申請時において連続して3か月以上その就業が継続しており、かつ、3か月以上就業が継続している状況を確認することが可能な書面又は資料等の提出が可能であること。</p> <p>(ウ) 上記(イ)の就業が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であり、かつ、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</p> <p>(エ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して上板町内で就業する意思を有していること。</p>

(別紙10) 地方創生移住支援事業における市町村別関係人口の対象範囲

都道府県名	徳島県	地方公共団体コード	36000	関係人口定義市町村数	18	都道府県に含まれる市町村数	24
-------	-----	-----------	-------	------------	----	---------------	----

No.	市町村名	地方公共団体コード	地方公共団体としての移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大に向けた取組方針	具体的な要件
17	つるぎ町	36468	<p>地域や地域住民との多様な関わりを持つ「関係人口」を地域づくりに貢献する存在として認識し、必ずしも「移住」という形でなくとも、ふるさと納税（個人・企業）をはじめとした、本町に関心を持ち貢献しようとする想いを積極的に受け止め、深い関わりを継続的に築く仕組みづくりの推進を強化します。</p> <p>また、地域との関わりを求める都市住民と地域のニーズのマッチングや、地域と人材をつなぐコーディネーターの設置など、移住・交流を推進するための交流づくりを検討します。</p>	<p>次に掲げる事項の全てに該当することとする。</p> <p>ア つるぎのまちの応援隊員（関係人口）として登録されていること。</p> <p>イ つるぎ町内において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。</p> <p>エ 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p>
18	東みよし町	36489	<p>働き方や生活様式の考え方が急激に変化していく中、地方に関心を持つ人や企業に対して、本町への関りをもってもらえる事業を実施し、関係人口拡大へとつなげる。さらに、SNS等の情報発信により、地域に継続的に多様な形で関わる関係人口への持続策として活用する。</p>	<p>移住後に就労が決まっており、次に掲げるいずれかに該当すること。就労に関しては雇用形態を問わない。また、起業した者、就農した者等の個人事業主に関しては、営業、営農の実態を確認し、判断することとする。</p> <p>(ア) 東みよし町が行っている関係人口事業で構築しているネットワーク(SNS等)の登録者で、東みよし町空家等利用希望者登録をしている者</p> <p>(イ) 東みよし町が行っている関係人口事業で構築しているネットワーク(SNS等)の登録者で、吉野川テレワークオフィスの利用をしたことのある者</p>